

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める
省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

記者発表、環境省ホームページへの掲載

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧及び郵送

(3) 意見提出期間

平成24年6月18日(月)～7月17日(火)の30日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX 及び郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-5521-8322

FAX 03-3501-2717

電子メール : mizu-dojo@env.go.jp

2. 意見募集の結果

意見提出数 2通

整理した意見の総数 8件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	件数
検定省令の改正案に関する御意見	新たに追加される分析法が従来の分析法と同等の性能を確保しているという科学的なデータはあるのか。	平成 22 及び 23 年度に実施した「農用地分析・精度管理手法等検討調査」において、各分析法について室間共同試験を実施しており、同等の性能が確保されていることを確認しています。詳細につきましては当該事業報告書を御参照ください。	1
	土壌の塩酸溶出法である土壌汚染対策法の告示 19 号の溶出条件（固液比、振とう時間、温度）との相違はどのような意図があるか。	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律においては、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物の生産を防止し、国民の健康を保護することを目的としており、分析法についても法の目的を踏まえて規定されているところです。	1
	カドミウム標準液を金属カドミウムから作製した場合、国家標準からのトレーサビリティが確保されないのではないか。	御指摘の箇所については、今回の改正において、市販のカドミウム標準液を用いてもよいこと、ろ過の操作において孔径 0.45 マイクロメートルのメンブランフィルターを用いてもよいこと等を規定しています。	1
	ろ過の操作において、5 種 B のろ紙を使用した場合、微粒子が残留する可能性があり、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法の測定に影響があるのではないか。		1
ガイドライン案に関する御意見	(P. 3, P. 9 などの「感度」という文言について) 「感度」の記載があるが、その定義、検出下限値及び定量下限値など管理項目との相違が不明と考える。	御指摘の点は、今後の検討において参考にさせていただきます。	1
	(P. 18 ⑤真度の確認及び⑥精度の確認について) 土壌試料の土性や溶出法の違いを考慮した真度、精度の確認が必要ではないか。	分析法の真度及び精度を確認は、溶出から測定までの一連の操作を通じて行う必要があります。しかし、現状、検定省令に基づく溶出法による溶出量の認証値を持つ土壌標準物質がないことから、本ガイドラインでは、土壌溶出液の分析法の真度及び精度の確認について記載しております。御指摘の点は、今後の検討において参考にさせていただきます。	3